

## 高知県香南地域地下水涵養事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第5号及び第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成29年9月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第5号及び第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成29年9月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>